

議案第26号

新座市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例

新座市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成15年新座市条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の新座市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項又は第8条第1項の許可を受けて行われている土砂等のたい積に関する旧条例第7条から第19条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第16条の規定による命令を受けた者にあっては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（次項及び附則第5項において「施行日」という。）前に旧条例第5条第1項又は第8条第1項の規定に違反して行われた土砂等のたい積に関する旧条例第16条第2項及び第17条から第19条までの規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧条例第16条第2項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第18条及び第19条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 施行日前にした行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に本市の全域が指定されたことに伴い、土砂等のたい積の規制を廃止したいので、この案を提出するものである。